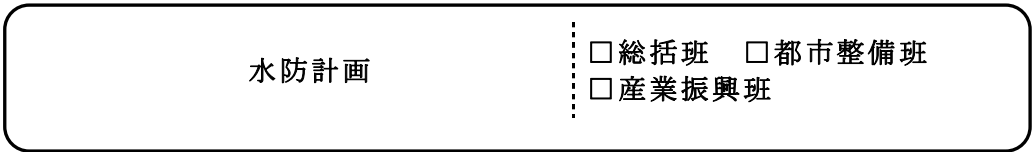


第5節 水防計画



【基本方針】

水防法（昭和24年法律第193号）は、洪水、津波または高潮に際し、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。市町村の区域にかかる水防は、水防法第3条で市町村（水防管理団体）にて十分に果たすべき責任を有するとされている。また水防法第33条では水防管理団体の責任者（本市では市長）が、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないとされている。

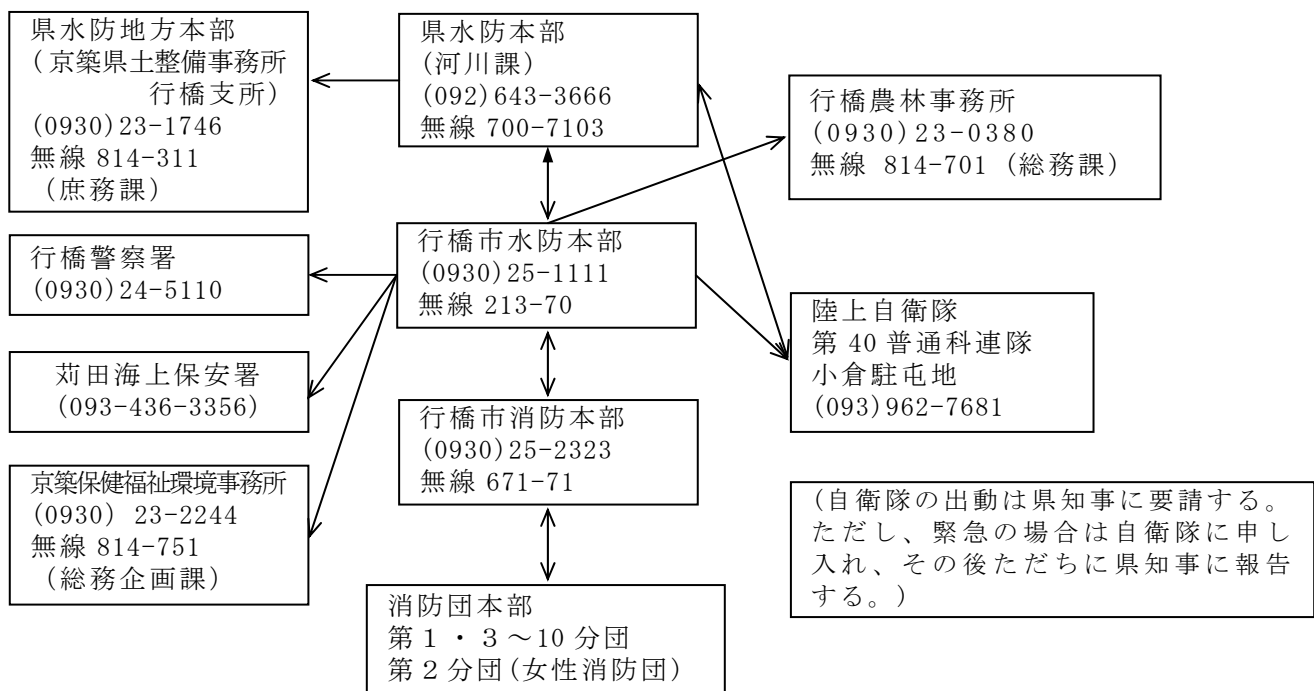
市は市長を水防管理責任者として水防に関する指示を受け、洪水、津波または高潮により水害が発生し、または発生するおそれがある場合に、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制を確立して水防活動を行うこととする。

1. 実施内容

水防管理団体(市)は、水防上危険が予想される状態に至ったときは、それぞれの定める水防計画の基準に従い水防体制確立に万全を期すものとする。

活動内容や配備体制等は「市水防計画書」の定めるところによる。

2. 非常時における通信連絡系統表



3. 水位、雨量の観測

(1) 水防警報河川・水位情報周知河川における基準水位

本市の主要河川においては、京築県土整備事務所行橋支所により以下に示す箇所にて水位観測が行われ、避難判断水位等の情報が市に伝達されてくることになっているとともに、テレメーター方式の観測データはホームページではほぼリアルタイムで閲覧が可能である。なお、今川及び祓川の行橋市上流域においても基準水位が設定されており、これらの水位も行橋市の水位変化予測に有用であることから、警戒避難の判断材料として参考にする。

河川名	観測所名	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
今川	豊国橋	行橋市中央	2.65m	2.80m	2.90m	2.95m
	高崎	みやこ町高崎	2.50m	2.65m	2.85m	2.95m
	犀川	みやこ町犀川八ツ溝	1.95m	2.00m	2.05m	2.10m
小波瀬川	木の元橋	苅田町上片島	3.15m	3.40m	3.50m	3.60m
長峡川	長音寺橋	行橋市上津熊	1.75m	2.05m	2.40m	2.80m
	上稗田橋	行橋市上稗田	1.70m	1.95m	2.05m	2.40m
祓川	中須橋	行橋市今井	0.90m	1.30m	1.35m	2.20m
	辻垣	行橋市辻垣	0.82m	1.37m	1.44m	2.29m
	犬丸渡橋	みやこ町犀川	2.05m	2.50m	2.65m	3.00m

※中須橋・辻垣以外はテレメーター方式

なお、表中に示す基準水位の意味は以下のとおりである。

水位情報	内容
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
はん濫注意水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位。
避難判断水位	避難判断の参考の一つとなる水位。
はん濫危険水位	はん濫の起こるおそれのある水位。

(2) 雨量観測

雨量観測は、防災関係機関により次の箇所にて観測が行われており、このうち県のデータはホームページではほぼリアルタイムで閲覧が可能である。また、気象台のアメダスデータに関しては、それに基づく気象注意報・警報あるいは特別警報という形で伝達される。このうち特別警報については、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される。

《行橋市内の雨量観測所》

No.	水系名	河川名	観測所名	所 管	所 在 地	備 考
1	今 川	その他	行橋	福岡管区气象台	行橋市西泉	テレメーター
2	今 川	今 川	行橋支部局	県消防防災安全課	行橋市中央1-2-1(総合庁舎)	テレメーター
3	長峽川	小波瀬川	福丸	県砂防課	行橋市福丸231-1地先	テレメーター
4	長峽川	長峽川	上稗田橋	県砂防課	行橋市上稗田678地先	テレメーター
5	—	—	行橋駅	J R	行橋市西宮市2-1-1	
6	—	—	新田原駅	J R	行橋市道場寺1589	

《行橋市における気象警報・注意報の種類及び発表基準》

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 福岡管区气象台

行橋市	府県予報区	福岡県	
	一次細分区域	北九州地方	
	市町村等をまとめた地域	京築	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量60mm
		土壌雨量指数基準	154
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	今川流域=20, 長峽川流域=17, 祓川流域=15
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
			海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 24時間降雪の深さ20cm
山地 24時間降雪の深さ50cm			
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	3.0m	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	107
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	今川流域=15, 長峽川流域=14, 祓川流域=12
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	陸上 12m/s
			海上 12m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
			海上 12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 24時間降雪の深さ5cm
			山地 24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	2.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
濃霧	視程	陸上 100m	
		海上 500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%		
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか		
	1 気温3℃以上の好天		
	2 低気圧等による降雨		
低温	3 降雪の深さ30cm以上		
	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下		
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下		
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

※出典：気象庁ホームページ、警報・注意報発表基準一覧表（福岡県）

《特別警報の種類及び発表基準》		
現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※出典：気象庁ホームページ、特別警報の発表基準

(3) 避難準備情報・避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等については、本編第4節第1項に準ずる。

4. 水防本部員の出動

次の場合、水防管理団体である行橋市は、直ちに水防団員（消防団員）をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせる。

- 1) 水防警報が発せられたとき
- 2) 水位がはん濫注意水位以上に達したとき
- 3) ため池、堤防の決壊のおそれのあるとき
- 4) 山崩れのおそれのあるとき
- 5) その他本部長が必要と認めたとき

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなく、水防非常体制解除を命じたときは一般に周知させると同時に京築県土整備事務所行橋支所長に報告するものとする。

水防報告と水防記録は、水防体制から平常時に復したときに所定の様式により遅滞なく京築県土整備事務所行橋支所長に報告するものとする。

5. 水防信号（水防法第20条）

- 1) 水防信号は適宜の時間継続する。
- 2) 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用する。
- 3) 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させる。

種類	説明	
警戒 信号 (第一)	はん濫注意水位に達した事を知らせるもの	
	警 鐘 信 号	サイレン信号
	● 休止 ● 休止 ● 休止	(約 5 秒)(約 15 秒)(約 5 秒)(約 15 秒)(約 5 秒) ●－ 休止 ●－ 休止 ●－ (同様にあと 1 回繰り返す)
出動 信号 (第二)	関係職員及び消防機関に属するものが出動すべき事を知らせるもの	
	●-●-● ●-●-●	(約 5 秒)(約 6 秒)(約 5 秒)(約 6 秒)(約 5 秒) ●－ 休止 ●－ 休止 ●－ (同様にあと 1 回繰り返す)
協力 信号 (第三)	市内に居住するものが水防の応援に出動すべき事を知らせるもの	
	●-●-●-● ●-●-●-●	(約 10 秒)(約 5 秒)(約 10 秒)(約 5 秒)(約 10 秒) ●－ 休止 ●－ 休止 ●－ (同様にあと 1 回繰り返す)
避難 信号 (第四)	必要と認める区域内の居住者に避難すべき事を知らせるもの	
	乱 打	(約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) ●－ 休止 ●－ (同様に繰り返す)

6. 応援協力関係

- 1) 水防管理団体（市）は、単独で水防活動の実施が困難な場合には、他の水防管理団体または県に対し、必要とする要員及び資機材について応援要請を行うものとする。
- 2) 県は水防管理団体（市）からの応援要請事項について、県にて実施が困難な場合や、その他必要があると認めた場合において、陸上自衛隊等に対して必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。